

お詫びと訂正

弊社刊行『2018年4月 介護保険改正のポイント』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。(2018年4月24日更新)

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
2 頁	上段 9 行目	届出 <u>養蜂</u>	届出 <u>要件</u>	2018/4/24 更新
2 頁	上段 14 行目	完全 <u>移</u>	完全 <u>移行</u>	2018/4/24 更新
54 頁	<p>Q&A の「A」(アンサー)を以下のように訂正させていただきます。</p> <p>サービス適正化の一環として、居宅介護支援の基準に新たになに設けられた内容です。訪問介護の生活援助をプランに組み込む場合、その訪問が頻回となるケースでは、保険者へのプラン提出が義務づけられます。「頻回」の程度ですが、厚労省は「全国平均利用回数+2 標準偏差」(実施は 10 月から)としています。また、集合住宅等に居住する利用者のプランで不適切な事案を抽出するポイントも提示され、それに該当するプランも提出が求められます。提出後は、地域ケア会議でプランの検証が行われ、必要に応じて保険者からサービス内容の是正が求められることもあります。</p>			2018/4/24 更新
69 頁	図版内⑥	<u>1 日あたり 3 単位(I)</u> 中略 <u>1 日あたり 6 単位(II)</u>	<u>1 か月あたり 3 単位(I)</u> 中略 <u>1 か月あたり 6 単位(II)</u>	2018/4/24 更新